

第5章 田布施町障がい福祉計画（第7期）

1 サービスの内容

障害者総合支援法に基づき、本町が提供するサービスの内容は次のとおりです。

(1) 自立支援給付（障害福祉サービス）

訪問系サービス（主として自宅において提供される支援サービス）	
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅での食事・排せつ・入浴の介護など、日常生活上の支援を行うサービス
重度訪問介護	常に介護を必要とする人に、自宅での食事・排せつ・入浴の介護や外出時における移動支援などを総合的に行うサービス
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障がい者の外出に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などを提供するサービス
行動援護	知的障害・精神障害により行動に著しい困難のある人に、行動の際の危険回避その他の支援を行うサービス
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とし、その介護の必要性がとて高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に提供するサービス
日中活動系サービス (施設などを利用し、主として昼間に提供される支援サービス)	
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、食事・排せつ・入浴の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービス
自立訓練 (機能訓練)	身体障がい者に、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練やその他の支援を提供するサービス
自立訓練 (生活訓練・宿泊型)	知的障害・精神障がい者に、一定期間、日常生活能力向上のために必要な訓練やその他の支援を提供するサービス
就労移行支援	就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上に必要な訓練などを提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス
就労継続支援 (A型)	一般企業等での就労が困難な人に、主に雇用契約により働く場を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス
就労継続支援 (B型)	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約無しで、職業訓練を中心とした働く場を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス
就労定着支援	就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した人に対し、就労に伴う環境変化による生活面の課題を支援するサービス
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理その他必要な支援を提供するサービス
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、夜間を含む短期間、施設で食事・排せつ・入浴の介護などを提供するサービス

居住系サービス (施設などにおいて、主として夜間や休日に提供される支援サービス)	
自立生活援助	施設入所、又はグループホームに入居していた人や精神科病院等を退院した人が、自宅で安心した生活を送れるよう支援するサービス
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日に食事・排せつ・入浴の介護その他必要な支援を提供するサービス
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、相談、その他日常生活に必要な支援を提供するサービス
相談支援サービス	
計画相談支援	サービス利用支援及び継続サービス利用支援を指し、障害福祉サービス等の利用の開始や継続に際して、障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘察し、利用計画を作成するサービス
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に、住居の確保、その他の地域における生活に移行するために活動に関する相談、その他の便宜を供与するサービス
地域定着支援	居宅において単身等の状況で生活する障がい者に対して、当該障がい者と常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急事態等に対し、相談その他の便宜を供与するサービス

※障害者総合支援法第5条第2項～21項から抜粋

(2) 地域生活支援事業

地域生活支援事業 (地域の特性や利用者の状況に応じて、自治体の創意工夫により実施する事業)		
必須事業	理解促進研修・啓発事業	町民に対して、障がい者等に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業
	自発的活動支援事業	障がい者やその家族、その他住民等が自発的に行う活動に対する支援事業
	相談支援事業	総合的な相談、情報提供や権利擁護のための支援等を行う事業
	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用を支援する事業
	成年後見制度法人後見支援事業	法人後見の活動を支援する事業
	意思疎通支援事業	手話通訳者、要約筆記者の派遣や手話通訳者の設置等を行う事業
	日常生活用具給付等事業	補装具以外で、日常生活を便利又は容易にする物に関して給付等を行う事業
	手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員を養成するための講習会を行う事業
	移動支援事業	円滑に外出できるよう、移動を支援する事業

	地域活動支援センター機能強化事業	地域の実情に応じて、創作的活動等の機会の提供、社会との交流等を行う事業(やない地域生活支援センターに委託)
任意事業	訪問入浴サービス	重度の身体障がい者に、訪問により在宅で入浴サービスを提供する事業
	日中一時支援事業	障がい者の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図る事業
	レクリエーション活動等支援	障がい者の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障がい者等がスポーツに触れる機会を提供するため、各種レクリエーション事業や大会・運動会等を開催する事業
	自動車運転免許取得助成	自動車運転免許を取得するために要した経費の一部を助成する事業
	自動車改造助成	自動車の改造に要した費用を助成する事業

※障害者総合支援法第77条第1項に基づく「地域生活支援事業実施要綱」から抜粋

2 成果目標

障がい福祉計画（第7期）では、国の指針に基づいて、障がい者の地域生活への移行、地域生活支援及び就労支援等に関する成果目標を定めています。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

障がい者の地域生活への移行を進める観点から、地域生活への移行者及び施設入所者の数値目標を設定します。

①地域生活移行者の増加

令和4年度末時点の施設入所者数の1.9%以上が令和8年度末までに地域生活に移行します。

R4年度末施設入所者数 (継続入所者数を除く)	地域生活移行者数 (R6年度～R8年度)
23人	1人 (23人×1.9%)

②施設入所者の削減

令和4年度末時点の施設入所者数の5%以上を令和8年度末の施設入所者数から削減します。

R4年度末施設入所者数 (継続入所者数を除く)	施設入所者削減数 (R6年度～R8年度)
23人	2人 (23人×5%)

(2) 地域生活支援の充実

障がい者等が地域生活にスムーズに移行できるよう、地域生活の支援の充実にむけて、以下の2つの成果目標を設定します。

① 地域生活支援拠点等の機能の充実

柳井圏域（柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町）では、障がい者等の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、障がい者が安心して地域で暮らしていけるよう、地域の関係機関や事業所が協力し、柳井圏域地域生活支援拠点等（居住支援のための機能を持つ複数の機関・事業所からなる面的な体制）を整備し、令和3年度から運用を行っています。

この地域生活支援拠点等の機能の充実を図るため、基本指針に基づいて、コーディネート者の配置、当該拠点等の機能を担う事業所における担当者配置、支援ネットワークによる効果的な支援体制の構築及び緊急時の連絡体制の整備を進めます。

② 地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討

柳井圏域地域生活支援拠点に係る管理運営については、柳井圏域地域自立支援協議会の全体会（年1回）において、検証及び検討を行います。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業所等を通じて、能力と適正に応じた雇用の場に就き、地域で自立した生活を送ることができるよう、一般就労を推進する観点から、以下の目標を設定します。

① 福祉施設利用者の一般就労への移行

i 令和8年度中の就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.31倍以上とします。
ii 令和8年度中の就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.26倍以上とします。
iii 令和8年度中の就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上とします。

R3年度実績		➔	一般就労移行者数 (R6年度～R8年度)	
就労移行支援事業	0人		1人 (0人×1.31倍)	
就労継続支援A型事業	0人		1人 (0人×1.26倍)	
就労継続支援B型事業	0人		1人 (0人×1.28倍)	

② 一般就労後の定着支援

令和8年度中の就労定着支援事業の利用者数を令和3年度実績の1.41倍以上とします。

R3年度実績		⇒	一般就労定着事業利用者数 (R6年度～R8年度)
就労定着支援事業	2人		3人(2人×1.41倍)

③ 地域の就労支援ネットワークの強化

柳井圏域地域自立支援協議会を中心に、地域の就労ネットワークを強化し、関係機関（公共職業安定所、障がい者就業・生活支援センター等）が連携した支援体制の構築を図ります。

(4) 相談支援体制の充実・強化等

障がい者の多様なニーズとライフスタイルに応じた総合的で専門的な相談支援に向けて、地域の相談支援体制の強化に向けた取組みを着実に進めて行く観点から、以下の目標を設定します。

国の指針では、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置し、基幹相談支援センターが中心となって地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを目指しています。各市町は、相談支援の充実強化を図るとともに、柳井圏域として基幹相談支援センターを1箇所設置することを目指します。

なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間については、引き続き、障害福祉主管課と委託相談支援事業所で連携し、地域の相談支援体制の強化に努めます。

項 目	R6年度～R8年度
基幹相談支援センターの設置	1箇所(柳井圏域)

(5) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化する中、利用者が真に必要なサービスを適切に提供することが求められています。

そのため、行政と事業所が連携を図り、緊密なコミュニケーションを取ることで、質の高い障害福祉サービスを提供するため、以下の目標を設定します。

- ① 柳井圏域地域自立支援協議会に設置している事業所連絡会(※1)において、行政の施策を伝えると共に、地域のニーズや課題、支援現場の状況などについて意見交換や情報共有を行い、地域課題の整理・改善・解決に向けた取組みを進めます。
- ② 柳井圏域の事業所が自主的に開催する情報交換会(※2)に行政も引き続き参加することで、行政と事業所のさらなる連携を進めます。
- ③ 柳井圏域障害者虐待防止センターが開催する、障がい者虐待防止研修で、意思決定支援を重視したサービスの提供や、チーム支援の重要性について理解啓発を行い、各事業所における改善の活動に資する取組みを行います。

(※1) 事業所連絡会

行政から事業所に方針や施策などを伝えたり、逆に事業所から福祉サービスの提供に必要な意見や提案を行政に伝える会議で、「相談支援事業所」「子ども支援事業所」「就労支援事業所」「生活介護事業所」のそれぞれのサービス毎に4つの会議を開催。

(※2) 情報交換会

柳井圏域の事業所が互いに連携してサービス提供を行えるよう、自主的に開催する会議で、事業所連絡会と同じくサービスごとに4つの会議を開催。

3 障害福祉サービス等の見込量

※以下すべて月平均

(1) 訪問系サービス

種類	単位	第6期	第7期		
		R4年度実績	R6年度	R7年度	R8年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	時間	174	190	193	195
	人	16	16	17	17
重度訪問介護	時間	64	90	90	90
	人	1	2	2	2
同行援護	時間	13	15	15	15
	人	2	2	2	2
行動援護	時間	0	0	0	0
	人	0	0	0	0
重度障害者等 包括支援	時間	0	0	0	0
	人	0	0	0	0
計	時間	251	295	298	300
	人	19	20	21	21

・訪問系サービス見込量確保のための方策

訪問系サービスは、障がい者の在宅生活を支える基本的なサービスであり、全ての地域で適切なサービスを受けられるようにすることが重要です。

現在、地域におけるホームヘルパーの不足は大きな課題となっており、これらに対応するため、それぞれの事業所に対して、人材育成に向けた取組みを強化するように協力を依頼するとともに、機会をとらえて国や県にホームヘルパーの待遇改善について働きかけを行っていきます。

(2) 日中活動系サービス

種類	単位	第6期	第7期		
		R4年度実績	R6年度	R7年度	R8年度
生活介護※	人日	655	655	655	655
	人	35	35	35	35
自立訓練 (機能訓練)	人日	0	0	0	0
	人	0	0	0	0
就労選択支援	人日	-	0	0	2
	人	-	0	0	1
自立訓練 (生活訓練・宿泊型)	人日	33	39	39	39
	人	1	2	2	2
就労移行支援	人日	100	100	100	100
	人	2	2	2	2
就労継続支援 A型	人日	121	123	127	127
	人	6	6	7	8
就労継続支援 B型 ※	人日	949	985	1,003	1,021
	人	46	48	49	50
就労定着支援	人	4	4	5	5
療養介護	人	2	1	1	1
短期入所 (福祉型)	人日	43	85	90	90
	人	1	3	5	5
短期入所 (医療型)	人日	0	0	0	0
	人	0	0	0	0

※継続入所者数を除いて算定

・日中活動系サービス見込量確保のための方策

日中活動系サービスは、障がい者の自立と社会参加を支えるために重要な役割を果たしています。柳井圏域では、生活介護と就労継続支援A型の事業所の不足、並びに高齢化が課題となっており、これらに対応するため、共生型サービスの普及を推進し、介護保険サービスへの移行も見据え、安定したサービス体制の構築を目指します。

また、介護保険サービスの関係課との連携を強化し、情報共有と協働を通じてサービスの質と量の向上を図ります。

就労支援においては、本人の障がい特性や能力に応じた適切なサービスを提供し、障がい者が、スムーズに一般就労へと移行できるよう支援します。さらに、行政やサービス事業者及び雇用先の企業等とが連携することにより、障がい者が社会の一員として自立し、社会で活躍できる環境の整備を目指します。

(3) 居住系サービス

種類	単位	第6期	第7期		
		R4年度実績	R6年度	R7年度	R8年度
自立生活援助	人	0	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	人	19	19	19	19
施設入所支援 ※	人	19	19	19	17

※継続入所者数を除いて算定

・居住系サービス見込量確保のための方策

施設入所支援は、現状のサービス提供体制を確保しながら、地域生活への移行を目指します。しかし柳井圏域では、障がい者の高齢化、重度化が進んでいることもあり、施設入所を希望する人が増えている状況です。町では、施設入所者本人の意向や家族の状況を鑑み、共同生活援助（グループホーム）等を活用しながら、段階的でスムーズな地域移行にむけた環境整備を推進します。

次に、共同生活援助（グループホーム）では、地域生活への移行を推進する上で重要な役割を担うサービスです。施設入所支援と同様に、利用できる施設の不足が課題となっていることから、新たな参入に向けた協力を事業者にとともに、現在の利用者については、本人の状況や意向を踏まえた上で、スムーズな地域移行に向けた支援に取り組めます。

(4) 相談支援サービス

種類	単位	第6期	第7期		
		R4年度実績	R6年度	R7年度	R8年度
計画相談支援	人	34	34	34	34
地域移行支援	人	0	0	0	0
地域定着支援	人	0	0	0	0

・相談支援サービス見込量確保のための方策

相談支援は、障害福祉サービス等の適切な利用を支えるサービスです。相談支援専門員は、障がい者の多様なニーズに対応するとともに、相談支援活動を通じて、地域の課題の改善・解決につなげていくという、障害福祉サービス提供体制における中心的な役割を担っています。しかし、相談支援事業は、制度的に採算が取りにくい実態があることから、増員が難しい状況にあります。また、近年の利用者の増加や、相談内容の多様化により、一人当たりの業務量が増加しており、ノウハウの継承も含め、将来的な支援体制の確保が大きな課題となっています。このため、柳井圏域地域自立支援協議会を中心に、それぞれの事業所の理解と協力を得ながら、相談支援専門員の負担軽減や次世代を担う人材の育成・確保に努めます。

4 その他活動指標

(1) 地域生活支援の充実

地域生活支援の拠点等

種類	第6次		第7次					
	R4年度		R6年度		R7年度		R8年度	
	単 独 設 置	圏 域 設 置	単 独 設 置	圏 域 設 置	単 独 設 置	圏 域 設 置	単 独 設 置	圏 域 設 置
地域生活支援拠点設置数(箇所)	—	—	0	1	0	1	0	1
拠点コーディネーター配置人数(人)	—	—	0	0	0	0	0	1

(2) 発達障がい者支援

発達障がい者等に対する支援 (※山口県事業により実施)

(人)

事項	第6次	第7次		
	R4年度	R6年度	R7年度	R8年度
ペアレント・トレーニングやペアレント・プログラム等の支援プログラム等の受講者数 (保護者)	—	0	0	1
ペアレント・トレーニングやペアレント・プログラム等の支援プログラム等の実施者数 (支援者)	—	0	0	1
ペアレント・メンターの人数	—	0	0	1
ピアサポートの活動への参加人数	—	0	0	1

(3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(人)

種類	第6次	第7次		
	R4年度	R6年度	R7年度	R8年度
地域移行支援	0	0	0	0
地域定着支援	0	0	0	0
共同生活援助	4	3	3	3
自立生活援助	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	0	2	1	0

(4) 相談支援体制の充実・強化のための取組み

種類	第6次	第7次		
	R4年度	R6年度	R7年度	R8年度
①基幹相談支援センターの設置 (箇所)	0	0	0	1 (圏域)
②総合的・専門的な相談支援 (有無)	有	有	有	有
③地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数 (件)	1	1	1	1
④地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数 (件)	1	1	1	1
⑤地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数 (回)	1 2	1 2	1 2	1 2

(5) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組み

① 障害福祉サービス等に係る各種研修への町職員の参加

(人)

種類	第6次	第7次		
	R4年度	R6年度	R7年度	R8年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	2	2	2	2

② 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

種類		第6次	第7次		
		R4年度	R6年度	R7年度	R8年度
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	体制の有無	無	無	無	有
	回	0	0	0	1

5 地域生活支援事業の見込量

サービス名	第6期		第7期					
	R4年度実績		R6年度		R7年度		R8年度	
	箇所数	実利用者数	箇所数	実利用者数	箇所数	実利用者数	箇所数	実利用者数
(1) 理解促進研修・啓発事業 ※実施の有無を記載	有		有		有		有	
(2) 自発的活動支援事業 ※実施の有無を記載	無		無		無		無	
(3) 相談支援事業								
① 障害者相談支援事業	/	3	/	3	/	3		3
基幹相談支援センター ※設置の有無を記載	無		無		無		無	
② 基幹相談支援センター等 機能強化事業 ※実施の有無を記載	有		有		有		有	
③ 住宅入居等支援事業 ※実施の有無を記載	無		無		無		無	
(4) 成年後見制度利用支援事業	/	0	/	1	/	1	/	1
(5) 成年後見制度法人後見支援 事業 ※実施の有無を記載	無		無		無		無	

(6)意思疎通支援事業								
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ※利用者数を記載	/	1	/	1	/	1	/	1
②手話通訳者設置事業 ※人数を記載	0	/	0	/	0	/	0	/
(7)日常生活用具給付等事業 ※給付等見込件数を記載								
①介護・訓練支援用具	1		1		1		1	
②自立生活支援用具	1		2		2		2	
③在宅療養等支援用具	3		3		3		3	
④情報・意思疎通支援用具	1		1		1		1	
⑤排泄管理支援用具	136		200		200		200	
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	0		1		1		1	
(8)手話奉仕員養成研修事業 ※養成講習修了人数 (登録見込者数)を記載	/	0	/	5	/	6	/	7
(9)移動支援事業	/	6	/	6	/	6	/	6
(10)地域活動支援センター	1	26	1	30	1	34	1	38
(11)訪問入浴サービス	/	0	/	1	/	1	/	1
(12)日中一時支援事業	4	26	4	26	4	26	4	26
(13)レクリエーション活動等支援 ※実施の有無を記載		無		無		無		無
(14)自動車運転免許取得助成	/	0	/	1	/	1	/	1
(15)自動車改造助成	/	0	/	1	/	1	/	1

・地域生活支援事業の見込量確保のための方策

柳井圏域地域自立支援協議会において、相談支援の中核的役割を担う、基幹相談支援センターを整備することにより、専門的な指導・助言、情報収集及び人材育成など、地域における相談支援体制の強化を図ります。

また、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業及び移動支援事業については、地域生活を支えるサービスとして、引き続き継続して提供体制の確保に努めます。

